

機構本部用認証サーバ 一式

仕 様 書

令和5年12月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

I. 仕様概要説明

1. 調達の背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局（以下「機構本部」という。）において利用している機構本部用認証サーバ（以下、AD サーバという）について、令和 5 年度において AD サーバのプリンタサーバやファイルサーバとしての利活用が進み、これまで以上に高い可用性が求められるようになった。業務継続性を確保するため AD サーバの冗長化を構成する必要がある。

2. 納入期限

本調達物品について、令和 6 年 3 月 29 日（金）までに納入すること。

3. 調達物品名

AD サーバ 1 式

Windows Server 2022 standard インストールメディア 1 式（16 コア）

Windows Server 2019 ダウングレードメディアキット

4. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「II 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、機構本部が必要とする最低要件を示しており、入札物品の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札物品の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、技術審査委員会において、入札物品にかかる技術仕様書その他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

II. 調達物品に備えるべき技術的要件

1. 性能、機能に関する要件

本調達物品の要件は以下のとおりとし、法人向けモデルであること。

- ① CPU:Xeon 3204 1.9GHz 1P6C CPU 2 個(2Core 12CPU)もしくは同等以上の性能を有すること。
- ② メモリ:合計で 256GB 以上有すること。
- ③ 記憶装置の種類:SSD であること。
- ④ 記憶容量:RAID6を組んだ際に実効容量が 19TB 以上有すること。
- ⑤ LAN カード:1Gb Ethernet を 5 ポート以上有すること。
- ⑥ 電源:750W 以上の電源を 2 個以上準備し、冗長構成であること。
- ⑦ 筐体の重量は 30.0kg 未満であること。

- ⑧ インストールメディアを読み込むための光学ドライブを有すること。外付けを用いても良い。

2. 性能、機能以外に関する要件

2.1 受注要件

本調達物品の環境配慮要件は、以下の全てを満たすこと。

- ① グリーン購入法に適合していること。

2.2 設定作業等の要件

- ① AD サーバのサイズは 2U 以下とし、19 インチのサーバラック用レールと合わせて納入すること。
- ② AD サーバの電源、ネットワーク等の配線・接続及び機構本部のサーバラックへの搭載を行うこと。なお、サーバラックへの搭載については、機構本部担当者と相談の上実施すること。

2.3 製品保証

- ① ハードウェア製品保守は、納入日から 6 年間以上であることとし、期間中はオンラインでのハードウェアサポートに対応すること。
- ② ハードディスクが故障し交換が必要となった場合、故障したハードディスクの返却は不要であること。
- ③ 納入までに保守にかかる問い合わせ窓口を機構本部へ明示すること。また、保守開始時にメーカー等へのユーザ登録等が必要な場合は、受注者側で登録作業を行うこと。
- ④ 保守は、メーカー若しくは純正部品の供給を受けて作業を実施することが可能な代理店又は取扱店等が行うこと。

2.4 納入要件

- ① 納入日程は前もって提示し、機構本部担当者の承諾を得ること。また、納入の実施時間帯については、原則「月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9 時～17 時」とし、具体的な作業日時については、機構本部担当者と協議の上決定すること。
- ② 本調達物品の納入場所は、以下のとおりとすること。

国立高等専門学校機構 本部事務局八王子オフィス 2 階 サーバ室

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2

- ③ 本調達物品について、納入期限までに納入場所へ納入すること。
- ④ 納入の際は、本調達物品を梱包材等から全て取り出し、機構本部が指定する箇所へ納入すること。また、その納入時に生じる梱包材等は、受注者が責任を持って引き取ること。
- ⑤ 納入の際は、施設等に損害を与えないように注意するとともに、機構本部担当者立会いの上で行うこと。万一施設等に損害を与えた場合は、受注者の負担により原状復帰すること。
- ⑥ 本調達物品の保証書は、機構本部へ取りまとめて納入すること。

2.5 機密保持

- ① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。また、2. 3 の④で言うメーカー又は代理店若しくは取扱店等においても同様とする。
- ② 受注により知り得た情報については、納入後も第三者に漏らしてはならない。また、2.

3の④で言うメーカー又は代理店若しくは取扱店等においても同様とする。

- ③ 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に機構本部の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④ 機構本部が提供した資料は、原則として全て複製禁止とする。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構本部の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあっても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

2.6 情報セキュリティにおけるサプライチェーン・リスク

提案された製品において機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、代替品の選定やリスク低減対策等、機構と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。また、AD サーバを運用する上でセキュリティアップデート等の観点からインターネット接続は必須となるため、「インターネットへ接続しない」というリスク低減対策は不可とする。

2.7 検査及び検収

機構本部担当者の立ち会いのもと行われる納入をもって検収とする。

2.8 損害賠償

受注者が本契約に違反して、機構本部が損害を被った場合には、機構本部は受注者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構本部が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

2.9 その他

- ① 納入する物品は、中古品であつてはならない。
- ② 納入する物品について、メーカー側のモデルチェンジ等でやむを得ない事由により、入札参加資格書類提出時に提示した物品の納入が困難になった場合は、その旨を機構本部担当職員に文書（様式自由）で申告し、機構本部の承諾をもって同一メーカーの後継機種若しくは同等性能を有する機器を納入することができる。
- ③ 納入するアプリケーションソフトについて、バーションアップ、製造中止が発生した場合、技術的要件及び価格が同等である場合は、最新版を導入すること。
- ④ 本調達の履行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い機構本部と交わす契約書に定めない事項については、機構本部及び受注者の双方で協議の上決定すること。
- ⑤ 受注者の故意又は過失により損害が発生した場合は、受注者の責により原状復帰すること。